

告 示

埼玉県告示第九百四十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇二三一四三一三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町小室字赤羽四千八百一番一外十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

貯留量 千三百四十一・七三五立方メートル

浸透効果量 ○・〇九二三五〇立方メートル